

くにたちしけんりょうごしえんしんぎかい
国立市権利擁護支援審議会

だい かい れいわ ねん がつ にち
(第9回 令和7年12月23日)

かいぎろく
会議録

かいぎめい 会議名	だい かい くにたちしけんりようごしえんしんぎかい 第9回 国立市権利擁護支援審議会	
にちじ 日時	れいわねん がつ にち か ごごじ ふん 令和7年12月23日(火) 午後6時30分から8時30分	
ばしよ 場所	くにたちしやくしよちか かい はーべすとあとち 国立市役所地下1階 ハーベスト跡地	
しやくせいのう 出席者	いん 委員	そね なおき はやし ひろき あきの たつひこ かなざわ ゆうこ よこた まさし 曾根 直樹・林 大樹・秋野 達彦・金澤 裕子・横田 昌志・ こやま はるよし はやし みずちか やまじ けいこ いけだ きさき むらかみ さちえ 小山 晴義・林 瑞哉・山地 圭子・池田 希咲・村上 幸恵・ いのうえ はるな はが ひろゆき さとう としえ こだま みやこ 井上 晴菜・芳賀 弘幸・佐藤 寿江・兒玉 美也古
	じむきょく 事務局	くにたちしやくしよ (国立市役所) ふくしそむかちよう ちいきふくしすいしんかかりちよう ちいきふくしすいしんかかりしゅにん 福祉総務課長、地域福祉推進係長、地域福祉推進係主任 くにたちしやくしよかいふくしきょうぎかい (国立市社会福祉協議会) けんりようごせん たーかかりちよう けんりようごせん たーしゅじ 権利擁護センター係長、権利擁護センター主事
けっせきいん 欠席委員	なし	
ぎだい 議題	1. 中間答申(案)について 2. その他	
こうかい ひこうかい べつ 公開・非公開の別	こうかい 公開	
ひこうかい りゆう 非公開の理由		
ぼうちょうにん かず 傍聴人の数	10名	
はいふしりよう 配布資料	しりよう 1 たたきだいへの意見等【まとめ】 資料 しりよう 2 くにたちしけんりようごしえんすいしんけいかく ちゅうかんとくしんあん 資料 国立市権利擁護支援推進計画 中間答申案	

だい かい く に たち し け ん り よ う ご し え ん し ん ぎ かい
第9回 国立市権利擁護支援審議会

そ ね かいちょう だい かい く に たち し け ん り よ う ご し え ん し ん ぎ かい かいさい おも
【曽根会長】 第9回国立市権利擁護支援審議会を開催したいと思います。

さいしょ ぜんかい ぎじろく かくにん じむきょく ねが おも
最初に、前回の議事録の確認を事務局からお願いしたいと思います。

じむきょく ぜんかい ぎじろく かくにん おも ぎじろく ごらん
【事務局】 それでは、前回の議事録の確認をさせていただきたいと思います。議事録を御覧いただきまして、

かひつ しゅうせい ひつよう かしよ きょしゆ おし おも
加筆や修正などが必要な箇所はあったでしょうか。もしございましたら、挙手をして教えていただければと思
います。

いのうえい いん ぎょうめ きょういく まちが きょういく
【井上委員】 27ページ、11行目「インクルーシブ教育を」が間違いです。「インクルーシブ教育と」です。

じむきょく しゅうせい ごしてき じむきょく しゅうせい
【事務局】 修正の御指摘ありがとうございます。そうしましたら、そちらは事務局のほうでまた修正させていた
だきますので、よろしくお願ひいたします。議事録につきましては、修正後の内容でホームページに掲載させて
いただきます。

まいかい しんぎかい ねが きょうしゆく こんかい しんぎかい ぎじろく さくせい おこな つごうじょう
また、毎回の審議会でのお願いで恐縮でございますが、また今回の審議会の議事録作成を行う都合上、

ごはつげん さい かなら きょしゆ かいちょう しめい あと なまえ はつげん
御発言の際には必ず挙手をしていただき、会長が指名をした後、お名前をおっしゃっていただいてから発言
をお願いいたします。

つづ ほんじつ はいふしりょう かくにん ほんじつ しりょう てんはいふ
続きまして、本日の配付資料の確認でございます。本日、資料を3点配付させていただいております。

てんめ ほんじつ しんぎかい しだい つぎ しりょう だい いけんどう
まず、1点目が、本日の審議会の次第です。その次が資料1、たたき台への意見等【まとめ】でございます。3

てんめ しりょう く に たち し け ん り よ う ご し え ん す い し ん け い かく ちゅうかんどうしんあん いじょう てん ほんじつ しりょう
点目が、資料2、国立市権利擁護支援推進計画(中間答申案)でございます。以上の3点が本日の資料となりま

しりょう た いいん かた きょしゆ ねが だいじょうぶ
す。資料が足りない委員の方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。大丈夫でしょうか。

じむきょく いじょう
事務局からは以上でございます。

いのうえい いん かいじょしゃ しりょう しゅうせいてん だい いけんとう いちばんさいご
【井上委員】 介助者です。資料の修正点がございまして、たたき台への意見等をまとめた一番最後のペー

だい かいしんぎかい いこう いけんなんばー みぎがわ しゅうぶんあん じんせい ばめん せんたくし ふ
ジ、第8回審議会以降の意見No.3の右側の修文案のほうで、「人生のすべての場面における選択肢を増や

ひつよう たいけん ていきょう いけん たいけん なお
すために必要なあらゆる体験を提供すること」と、「意見」を「体験」に直してほしいです。

じむきょく いま しりょう かくにん てもと しりょう あと しんぎかい
【事務局】 今、資料の確認ということで、お手元に資料があるかどうかでございましたので、この後、審議会

なか いま いけん ぞん
の中で、今の意見をいただければと存じます。

そ ね かいちょう わ いま いちおうしゅうせいてん みな ばしょ わ
【曾根会長】 分かりました。ただ、今、一応修正点をおっしゃっていただいたんで、皆さん場所は分かりますよ

なお なんばー ぎょうめ いけん ていきょう たいけん ていきょう
ね。直していただければ、No.3の3行目、「あらゆる意見を提供する」ではなくて、「あらゆる体験を提供する」

じむきょく てん しゅうせい
ということで、事務局のほうもその点の修正はよろしいですか。

しだい そ すず しだい くにとちしけんりようごしえんすいしんけいかくちゅうかんとしんあん
では、次第に沿って進めさせていただきます。次第1の国立市権利擁護支援推進計画中間答申案について、

じむきょく せつめい ねが
事務局から説明をお願いいたします。

じむきょく じむきょく せつめい しりょう だい いけんとう ごらん
【事務局】 それでは、事務局より説明をさせていただきます。資料1、たたき台への意見等を御覧ください。

だい かいしんぎかい さい ごいけん ないよう あと ごいけん ないよう ひょう
第8回審議会の際に御意見をいただいた内容と、その後、御意見をいただいた内容を表にまとめさせていた

ごいけん そ ね かいちょう じむきょく そうだん ひょう みぎがわ
だいております。また、御意見につきましては、曾根会長と事務局で相談させていただきました。表の右側に

しゅうぶんあん か
修文案として書いてございます。

すべ せつめい じかん と なんてん ごせつめい
全てを説明していきますと時間が取られてしまいますので、何点かピックアップして御説明させていただきます

す。

め いちばんうえ なんばー い し そんちよう たいせつ わたし ちいき
まず、1ページ目の一番上、No.1、「わたしの意思を尊重するために大切にしてほしいこと」に「私は地域

なか ひと い あ まえ い いけん ちやうだい
の中でいろいろな人と生きていくのが当たり前です」と入れてくださいという意見を頂戴いたしました。

しりよう ちゆうかんとしんあん い し そんちやう たいせつ
これにつきまして、資料2、中間答申案の1ページ、わたしの意思を尊重するために大切にしてほしいことの4

め くる ぜんだん ちいき なか ひと い けんり ついき
つ目の黒ポチ前段に、「わたしには、地域の中でいろいろな人と生きていく権利があります」と追記させていた
だいてございます。

つづ しりよう なんぼー ごらん ひとりぐ しせつ す ひと ひとりぐ
続いて、資料1、1ページのNo.4を御覧ください。「一人暮らしについて、施設に住んでいる人に、一人暮らし

こ おとな はなし じりつせいかつ たいけん しせつ なか ひと い しけいせい
しについて子どもたち、大人たちに話をする。自立生活の体験をしてもらいます。施設の中の人の意思形成

しえん ひとりぐ たいけん いけん しりよう きほんしさく こべつ
支援して、一人暮らしの体験などをしてもらおう」との意見について、資料2の23ページ、基本施策1に、「個別

しさく ほんにん い しけいせい い しひょうめい い しじつげん とりくみ そくしん とく たいけん きかい げんてい
施策1、本人の意思形成、意思表示、意思実現のための取組の促進。特に、体験の機会が限定されがちなし

ひと かぞく きやういくきかん ふくし じぎやうしやとう ようじき せいじんき
ようがいのある人について、家族のみならず、教育機関、しょうがい福祉サービス事業所等が、幼児期、成人期

と せっきやくてき さまざま たいけん きかい ようい ところ そくしん ついか
を問わず、積極的に様々な体験の機会を用意するよう心がけることを促進します」と追加いたしました。

つづ しりよう なんぼー ごらん しゆうかつしえん けいかくしよ こべつしさく しゆうかつ
続いて、資料1のNo.5を御覧ください。終活支援について、計画書24ページに、個別施策2として、「終活

しえん ちやうさけんきやう ついか
支援の調査研究」を追加いたしました。

つづ しりよう なんぼー けいかくしよ ちいきれんけい ず ついか
続いて、資料1の2ページ、No.8、計画書22ページに、地域連携ネットワークのイメージ図を追加いたしまし

た。

つづ しりよう さいご なんぼー い しけいせいしえん べんきやう いけん かんが
続いて、資料1の4ページ、最後のページです。No.3、意思形成支援は、勉強をして意見を考えることで

し だいじ えら いけん けいかくしよ
す。知らないことをやってみることが大事です。やってみれば選べるようになりますとの意見について、計画書

い しけいせいしえん さいご くる つぎ じんせい ばめん せんたくし ふ
11ページの1、意思形成支援の最後の黒ポチの次に、「人生のすべての場面における選択肢を増やすために

ひつよう たいけん ていきやう ついか いま だい いけん ていきやう
必要なあらゆる体験を提供すること」と追加させていただきます。今、たたき台は「意見を提供する」になって

おも
いると思うんですが、「意見」の^{いけん}ところを「体験」と^{たいけん}修正して^{しゅうせい}いくというところでございます。

さいご おな なんぼー きほんしさく こべつしさく なら へんこう
最後に、同じページのNo. 4、基本施策2の個別施策の並びを変更したほうがいいのではないかについて、

だい
たたき台の24ページ、基本施策2の個別施策の並びを変更いたしました。

にちじょうてき きんせんかんりしえん てい-えつくすか けんとう ぜんたい こべつしさく こうりょ こべつ
また、日常的な金銭管理支援のD X化の検討については、全体の個別施策のバランスを考慮し、個別

しさく にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう じゅうじつ とうごう
施策5、日常生活自立支援事業の充実に統合しました。

いじょう しりょう せつめい きちょう ごいけん
以上、資料の説明をさせていただきました。ほかにも貴重な御意見をいただいております。ありがとうございます

じかん かんけいじょうすべ せつめい まこと もう わけ じむきょく いじょう
います。時間の関係上全てを説明できなかったことは誠に申し訳ございませんでした。事務局からは以上で

ございます。

そ ね かいちょう きちょう ちゅうかんとうしんあん みな ごいけん
【曾根会長】 ありがとうございます。そうしたら、今日は、この中間答案案について皆さんから御意見をいた

おも
だきたいと思ひます。

て あ じゅう ごはつげん ねが
では、手を挙げて、自由に御発言をお願いします。

はやし ひろきいん いまじょうかい しゅうぶんあん さいしょ なんぼー しゅうぶんあん わたし ちいき なか
【林 大樹委員】 今紹介のあった修文案の最初のNo. 1の修文案ですが、私には地域の中でいろいろな

ひと い けんり けんり いわかん いし
人と生きていく権利がありますの「権利」というのは、ちょっと違和感があるので、これは「意思」がありますの

つぎ いし そんちよう けんり い けんり
ほうがいいのではないかなと。その次に、意思が尊重される権利がありますですから、生きていく権利とすぐに

だ いし つぎ いし そんちよう けんり けんり いし
出すより、意思としておくと、その次の意思が尊重される権利がありますにつながるので、権利ではなく意思が

おも
よいのではないかなと思ひます。

そ ね かいちょう いま てん けつこう なに ごいけん
【曾根会長】 今の点でも結構ですし、ほかのところでもいいですし、何か御意見はありますでしょうか。

いのうえいん いし そんちよう たいせつ いけん ちいき なか ひと
【井上委員】 わたしの意思を尊重するために大切にしてほしいこと^{たいせつ}の意見。わたしは、地域の中でいろんな人

生きていく権利がありますという文がいいです。賛成です。補足があります。

地域の中でいろいろな人と生きていく権利という、井上さんは今まで、生きていくのは当たり前ですと提案してきたんですけども、生きていく権利がありますということで、井上さんにとって、しょうがいを持つ人たちにあって当たり前となるので、ここは権利という言い方でも、権利がありますということに賛成ですという意見です。

【曾根会長】今の点について、ほかに御意見がありましたらお願いします。佐藤さんはいかがですか。

【佐藤委員】すごく微妙だと思うんです。でも、林先生のおっしゃったように、意思があって、意思を尊重する

権利と言ったほうが固くなり過ぎないという印象です。ちゃんと考えていないんですけども、ただ、印象とし

て林先生の発言のほうが私はいいのではないかなと感じました。

【曾根会長】池田さんは何かありますか。考え中。

村上さんはいかがですか。考え中。皆さん考え中。

【横田委員】今の権利のところなんですけれども、僕はここは権利のままでもいいかなと思いました。なぜかと

いますと、地域の中でいろんな人と生きていく意思がありということ、いろんな人と生きていく意思というのが

固定化されてしまうのかなと。もしかしたら、できればあまり関わりたくないという人も中にはいるのかもしれない

い。そういう多様化という視点でいけば、むしろ権利としていけば、そこはどのような形にも多分取れるのかなと

いうことで、ここで意思と限定しちゃうと、もしかしたら、そういう意思が全てになってしまうかなというところをち

よっと感じました。

【井上委員】井上さんとして、さっきの補足の、井上さんとあらかじめちょっと説明を決めてきた部分も言いそ

びれてしまったので、もう一度発言させていただきたいんですけども、井上さんは地域で生きたい、施設に

入りたくないというふうに思っていて、それが当たり前でできる社会であってほしいという、それがやっぱり大事

だからこのページに、私の意思を尊重するために大切にしてほしいというところに入れてほしいという意見

を最初の頃から出していたと思うんですけども、それはどういうことかという、障害者権利条約の中では、

意思決定支援とか地域移行という考え方が、はっきりとされています。これはやっぱり、高齢者もそうだと

思うんですけども、自分の意思でなく施設に入れてきたということへの反省が込められていると思います。

地域の中で生きていく権利というので、例えば施設に住む施設の中に入っている人のことを批判せずに入っ

ている人自体を批判しているとか、見捨てるというわけでもなくて、あくまでも選ぶことができるように支援を

進めていくというのがここでは重要じゃないかと。もちろん施設に入っている人にとってもやっぱり選べるよう

にするべきだということで、それは言い換えれば、やっぱり権利。もちろん意思も、入所している方にも意思はあ

るんですけども、やっぱり一人一人そういうことを保証していくということを考えたときに、権利があるという

言い回しが最もいいのではないかとということです。

やっぱり大前提として、地域に生きられるようにしようということを、この計画においても、国立では、誰もが

地域で生きられるんだよということを明確にしていたほうがいいんだと思います。というわけで、井上さんとし

は「権利があります」という言い方で載せたいという意見です。

【曽根会長】 サンタ帽がすてきですよ。もう1人の林さん、いかがですか。

【林 瑞哉委員】 今回の中間答申は、皆さんで意見を出し合っただけで出た計画なので、これはこれでいいかなと

思うんですけども、トータル28ページをずっと見た中で、ちょっと疲れてきちゃったんですね。要は同じような

ことば 言葉がいっぱい、たくさん出てきちゃって、これって、もしかすると市民向けに対してはダイジェストとか何かそう

だ いうのは出すんでしょうか。

たと きほんりねん だれ あ まえ く くにたちし くにたちし 例えば基本理念のところは、誰もが当たり前暮らせるまちは国立市ですよということ、4つの国立市が

と く しさく ちゅうしん じっさい すいしんけいかく なん 取り組む施策があると。そういったところが中心となって、あとは、実際にこの推進計画が何のためのものなの

いま ひつよう けいかく たいせつ かんが かなに か、今なぜ必要なのか、計画で大切にしている考え方は何かということがダイジェストでまとまるとちょっと

み おも どうしんじたい おも すこ きがる ないよう とお 見やすくなるかなと思ったので、答申自体はいいと思いますけれども、みんなが少し気軽に内容が通せるよう

おも なものがあるとよりいいかなと思いました。

じむきょく ちいきふくしけいかく がいようばん つく こんかい ないよう がいようばん つく 【事務局】地域福祉計画でも概要版というのを作っております。今回も内容によっては概要版を作るとい

ほうこう すこ かんが おも ねが 方向も少し考えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そ ね かいちょう さき い けんり い いし すこ ごいけん 【曾根会長】先ほどの生きていく権利とするか、生きていく意思とすることについて少し御意見をい

ただけると。

ふくかいちょう 副会長さんはいかがでしょうか。

あきのいいん なんべん よ かせ いのうえ ごいけん かんが 【秋野委員】何遍も読み返しながら、もともとの井上さんの御意見がベースになっているところから考

ぶんめ つづ ぶんしょう かんれん か あ かんが ぶんめ つづ ぶんしょう えたのと、あと、1文目に続く文章との関連、兼ね合いで考えていたんですけれども、1文目に続く文章が、

「わたしのことはわたしが決めます」、「わたし抜きでわたしのことを決めないでください」という2つの文章

で、ここからニュアンス的には権利のほうが近いような印象を受けたのと、先ほど井上さんとして、権利という

ことば ごいけん いま かんが けんり かん 言葉がいいんじゃないかという御意見もありましたので、今のような考えて権利のほうがしっくりくるかなと感

じているところです。

【芳賀委員】 自分には、意思と権利というニュアンスがあまりよく分からないので、こちらは専門家の人にお任せします。

【曽根会長】 この中で専門家というと川端さん。では、専門家の川端さん、お願いします。

【川端氏】 専門家と言われると、そうなのかと。地域共生社会を実現するというのが国としても大きな目標になっていて、地域の中で様々な人が支え合って共に生きていくという社会を目指しているという方向性なので、ここは権利という言葉を使うのが行政計画としても妥当な時期に来ているのかなと思いますし、先ほど言

ってくださったとおり、逆に施設に入りたいって思う方も高齢者の中にはいらっしゃる中では、私は地域の人と

一緒に生きていきたいんだって言われてしまうと、いや、私は施設に入りたいという方が声を上げにくくなるの

で、権利として選ぶことができるという主張のほうが、みんなが受け入れやすいのかなと思って聞かせていたかったです。

【曽根会長】 ありがとうございます。さすが専門家。先ほど横田さんも、多分同じようなニュアンスのことを

おっしゃっていただいたと思うんですけども、人の意思というのは変わるということがあるんだなと思って、こ

の間いろいろ、例えば刑務所に入所している方とか、あるいは依存症の方とか、ひきこもっている方とか、そう

いった方の手記を読むようなこともあったんですけども、やっぱり人は、時には人と一緒にいたくないという

意思を持つこともあるんじゃないかなというのは思ひまして、なので、ここで地域の中でいろいろな人と生きて

いく意思がありますというふうにと書くと、逆に何か違う意思をそのときは持っている人の代弁をしてしまうよう

なことにならないのかなというのはちょっと危惧をすることでして、権利というと、権利を行使するかしないか

は本人の自由ということになるので、本人に委ねることができるのかなと思ったので、権利というままでいいの

といたほうが強く権利性がアピールされている印象があって、生きていくことを選ぶ権利という、ややニュアンスが柔らかくなるかなというぐらいの感覚というか、印象の違いぐらいしかないので、どちらでも悪くはないと思いました。

あとは、横田委員からもありましたけれども、井上さんからの御提案の修正なので、井上さんとしてきちっと思いがより伝わるほうがいいのかと思います。

【曾根会長】意味合いとしてはどちらでも同じ意味合いではなからうかということですね。あとは、井上さんからの御提案なので、井上さんがどっちがいいかということをお聞きできたらと思います。井上さんの御意見を最初に聞かせていただいでよろしいでしょうか。

【井上委員】地域で生きる権利がありますがいいです。補足があります。

補足です。地域で生きる権利の権利というのは、何かをできる、選べるという意味だというふうに考えて、地域で生きることができるといのか、地域で生きることを選ぶことができるというふうに並べて、どちらのほうか井上さんにとって真っすぐ通るかというのを考えたときに、井上さんにとって分かりやすいのは前者のほうですとのことです。

【曾根会長】先ほど秋野副会長からも、意味合いとしては同じような意味合いだという御意見がありまして、ここは当事者の方が自らの意思を表明しているような文章にしようということが趣旨でできたものなので、なるべく構造としてはシンプルで分かりやすい表現のほうが当事者にとっても理解しやすいかなと思うんですけども、林委員いかがでしょうか。

【林 大樹委員】もうそれで結構だと思います。

【曾根会長】 それでは、ほかの点で御意見がありましたら。

【横田委員】 すごく軽微なところなんですけれども、今の1ページの右下に挿絵があるんです。この挿絵自体

は問題ないんですけれども、その下の出典が、いきなり「成年後見はやわかり」で、これは出典を出さない

駄目だったのかなと思うんですけれども、この計画全体にもやっぱり一貫して通っているんですが、成年後見

ありきではないんですね。権利擁護の中の一つの選択肢としての成年後見ということで、僕も何度か、成年

後見を後ろのほうに回してくださいという意見も言わせていただきましたけれども、最初に、ここでいきなり

成年後見はやわかりと言葉が出ちゃっていると、あまりよくないなと思って。絵が悪いわけではないんですが、

ちょっと場所的に、1ページ目にいきなり成年後見の言葉が出てしまっているの、ちょっとつまずいちゃうかな

とおも
と思いました。

【川端氏】 この資料を作ったときの専門官なので御説明させていただくと、出典は「LIFE 意思決定支援の

基本的な考え方を学ぶ」という資料なので、それに差替えていただければ問題ないかなと思うのと、必ず

許可を取ってください。お願いします。

【事務局】 一応、厚生労働省には確認させていただいて、出典ということで、こういう形で入れれば大丈夫

ですというようなお話はいただいているんですが、今、川端さんがおっしゃったように、別の言葉で出典という

形でいいかは厚生労働省に確認して、それに変わるような形で進めたいと思っております。

【曾根会長】 川端さんがいたときに作った本なので、原著は間違いのないと思うので。ただ、イラストが文字に

かかってしまっているの、そういったレイアウト調整はぜひお願いしたいと思います。

【井上委員】 11ページ、意思決定支援について。人生の全部でやりたいこと、暮らすためのいろんなことを

せんたくし ひつよう ほそく
選択肢をやってみようということが必要です。補足があります。

ほそく だい いけんとう しりょう さいご いけんなんぼ せつめい
補足で、これはたたき台への意見等の資料の最後のページの意見No.3の説明になります。11ページの

い しけいせいしえん さいご ばんめ くる ほんにん じんせい なか えら けいけん きかい
意思形成支援のところに、最後から2番目の黒ポチに、「本人の人生の中で『選ぶ』ことを経験する機会を

かのう かぎ おお ようい えら けいけん きかい ほんにん ひつよう
可能な限り多く用意すること」とあるんですけども、その選ぶことを経験する機会というのは、本人が必要な

じょうほう え たと ひとりぐ なに じょうほう え
情報を得るために、例えば一人暮らしとは何かという情報を得るためとか、カヌーとか、アクティビティーとか、

なに じょうほう え せんたくし ぶ たいけん ていきょう
そういうものは何かという情報を得るために、それをやるという選択肢を増やすために、いろんな体験を提供

ひつよう ごいけん
するという必要なんじゃないかという御意見です。

そ ね かいちよう しゅうせい もと せつめい ことば
【曽根会長】修正を求めるんじゃなくて、説明したということでもいいですね。言葉はこれでよいということ

いけん たいけん さいしょ うかが しゅうせい
いいですか。「意見」が「体験」というのは最初に伺ったので、ここの修正はもちろんするんですけども、ここ

いけん い いと いませつめい いちおう いけん はい
の意見を入れてほしいといった意図を今説明してくださったということでもいいですね。一応その意見は入った

からここはいいということでよろしいですね。

ほかにかがででしょうか。

いのうえいん じりつせいかつ たいけん ひつよう しせつ はい かぞく いや ほそく
【井上委員】自立生活の体験が必要です。施設は入りたくないです。家族というものは嫌です。補足がありま

す。

じりつせいかつ たいけん ひつよう
みんな自立生活の体験が必要ですよということなんですけれども……。

そ ね かいちよう なに い
【曽根会長】ごめんなさい、何ページかまず言ってもらっていいですか。

いのうえいん あたら こべつしさく きほんしさく なか
【井上委員】新しい個別施策としてなので、基本施策1の中に……。

そ ね かいちよう おし
【曽根会長】ページを教えてくださいいいですか。

【井上委員】基本施策2なので、24ページです。今は、井上さんは、最初の段階から一人暮らしの体験が

必要ですというふうに……。

【曾根会長】ごめんなさい、24ページのどこに対する意見か教えてもらっていいですか。

【井上委員】新しい個別施策としてです。

【曾根会長】追加してほしいという話ですね。

【事務局】23ページの基本施策1、個別施策1のところですか。

【井上委員】基本施策1、個別施策1に、こういう形で反映していただいたんですけども、それで考えたん

ですけども、自立生活に対する意思形成支援というところをもう少し具体的に掲載していくことは可能な

かと思っています。

【曾根会長】ごめんなさい。どこのことを言っていますか。23ページでいいんですか。

【井上委員】今言っていたのは、ページで言うと23ページです。

【曾根会長】資料1をおっしゃっているんですね。

【事務局】資料2の中間答申案のほうです。話としては。

【曾根会長】資料1の1ページの4番の話がされているということでもいいんですね。

【井上委員】ページがずれているかもしれないです。井上さんののはルビつきだからかな。

【曾根会長】資料2でいうと、23ページの基本施策1の個別施策1ということですね。

【井上委員】23ページの個別施策が続いているページを見ただけであれば大丈夫ですかね。もしかしたら

ページ数が違うのかもしれませんが。

井上さんの資料でいうと、23ページです。こういう形で反映していただいたんですけども、井上さんとして

は、具体的に、今施設に入っている人、40代、50代で井上さんはもう20代には自分で地域で根づいて生活

を始めているんですけども、やっぱり少しでも早く地域生活体験を始めるにこしたことはないというのもあり

まして、具体的に書いてどんどん反映していただきたいという気持ちがありまして、ここにもう少し具体的に

一人暮らし体験というのを個別施策の展開に載せていただけないかなという話です。

そのときに、個別施策としては、自立生活に対する意思形成支援というタイトルで、地域で生きる権利を保障

するという内容にしたらどうかと思うんです。これはお渡ししていないんですけども、地域で生きる権利を

保障するために、当事者がどこに住むかを選ぶ際、アパート等での一人暮らしの体験の機会が必要です。

施設や家族、親元に住む人に機会を積極的に提供していきますというような……。

【曾根会長】もうちょっとゆっくり言ってもらっていいですか。

【井上委員】地域で生きる権利を保障するために、当事者が理事者がどこに住むかを選ぶ際、アパート等で

の一人暮らしの体験の機会が必要です。施設や家族、親元に住む人に機会を積極的に提供していきます。

このような内容を載せていただきたいという意見です。

【曾根会長】これは個別施策に追加するという御意見ですね。修正ではなくて、新たに追加してほしいという

御意見ということですね。

【井上委員】はい。

【曾根会長】今の御意見に対する意見でもいいですし、ほかの観点からの御意見でもいいんですけども、

いかがでしょうか。

【横田委員】今の井上委員からのところなんですけれども、多分この個別施策のところは、あまり具体的に

出していくと、多分全部についてもかなり具体的にしていける必要があるのかなと思っていて、ここはどちらかとい

うと見出し的なところなので、なかなかちょっとそこは難しいかなと個人的に感じました。

【曽根会長】今のは、しょうがいしゃ計画と考えると結構いい内容だと思って私は聞いていたんですけど

も、なかなか地域移行というときに、どうしてもグループホームという決まりきったイメージになってしまうので、

アパートでの体験利用とか、そういったのを今はかなり積極的に言われていますので。

【芳賀委員】今の井上さんの話を聞いて、精神とかは病院から地域の流れはどのようになっているのかなど

ちょっと考えて、今どのような状況なのか分かる人がいれば、少し教えてもらいたいです。

【曽根会長】精神科病院からの地域移行がどういう状況になっているかということですかね。

【芳賀委員】国立でそれが進んでいるかどうか。あとは、例えば病院で退院したいのに退院できないという

人をちょっとまだ多くいるのかというのが、自分は情報を持っていないから分からないんですけど、もしそ

ういう人がいれば、できれば地域に出て行って、自分の地域の生活を歩んでほしいなというのがありまして、

ねが
お願いします。

【曽根会長】精神科病院からの地域移行にお詳しい方。

池田さん、お詳しいですか。精神科病院からの地域移行の現状について。

【池田委員】ごめんなさい。ぱっとデータが出てこないもので、調べたらきっと何人ぐらい入院していて、どれぐ

らい年間で退院して、地域での自立生活が無くなられた方もいれば、グループホームないしは一人暮らしだっ

たりとか、今、医療観察とかにおいては、ちゃんと自立訓練とか入所型の自立訓練に入って、ワンステップ踏ん

で、グループホームないしは自立生活という流れでの支援もあるし、私も先週金曜日、長期入院から退院し

た方の支援をさせてもらっていますけれども、長らく入院していても、そこから施設ではなくて、おうちに戻ると

というような選択肢が、医療であったりとかと連携して進めてもらっていたりするので、そういった実績もあると思

います。

【曾根会長】 芳賀さん、いかがですか。

【芳賀委員】 ありがとうございます。

【池田委員】 施策の具体的なところでは、細かい文章のところでは、2ページの計画策定の趣旨の文章1段

落目の3行目、「自分たちらしく」というところは、自分らしくではなく、自分たちらしくというのは何か意図があ

るのでしょうか。

それから、24ページ、基本施策2の個別施策3で、居住支援協議会の設置ということが入っているんですけ

れども、住宅の確保とかは、先ほど芳賀委員からお話があったような地域移行とかというふうに考えたとき

に、退院してくるときの住まいを見つけるということとか、保障していくことはすごく大切だなと思うんですけれ

ども、この居住支援協議会以外の施策とかは何か考えられないのかなと。多分、これの設置というのが、もう

すごく具体的に進んでいて、いついつ設置予定ですとかということがあるのであれば、具体的に入れていた

だけるといいのかなと思うんですけれど、もしそれが具体的ではない場合は、それ以外の住居確保の施策み

たいなものがあれば、追記していただけるといいなと思いました。

27ページ、基本施策3の個別施策8で、このまとめのところにもいろいろと御指摘があって修正してくださっ

たという経過があるようなんですが、市民後見人養成講座修了者と、市民後見人と、専門職後見人等と

かというこの用語の違ちがいって、私わたしは後見こうけんをやっているのなんで何なんとなくイメージがつくんですけれども、これを市民しみん

の方かたとか当事者とうじしゃの方かたが見たときに、これは一体何いったいながどう違ちがってというところは何なにか用語解説ようごかいせつみたいな、それ

以外いがいでもちょっと全体ぜんたいを見たときに、用語ようごの解説かいせつがひつよう必要かんなところに関しては、その違ちがいが分かるわようなことを入い

れていただけるといいかなと思おもいました。

【曾根会長そねかいちょう】1つずつ。まず、2ページじぶんの「自分たちらしく」の「たち」。その下したのほうには自分らしくというフレー

ズもあって、ここだけ「たち」になっりゆうている理由おしを教えてくださいということだったんですけれども、事務局じむきょくいか

がでしょうか。

【事務局じむきょく】「たち」という表現ひょうげんをとっている具体的理由ぐたいてきはないということなので、変更へんこうも含めて対応たいおうはできる

んじゃないかなというところです。

【曾根会長そねかいちょう】では、これは取とるということでいいですか。

【横田委員よこたいいん】この下したにも「たち」がでいっぱい出でている。私わたしたちはとか、同じページおなです。

【曾根会長そねかいちょう】ちょっとこの辺へんは少し整理せいりしていただいてよろしいでしょうか。

つづつづいて、24ページきょじゅうしえんきょうぎかいの居住支援協議会せっちの設置せっちですけれども、これは国立市くにたちしはまだないんでしたか。

【事務局じむきょく】居住支援協議会きょじゅうしえんきょうぎかいはまだ設置せっちされていません。居住きょじゅうに関わる施策しかくとしては一応いちおう今年ことしの9月がつから、

すす住すまいサポートというこせんもんてきで、専門せんもん的な法人ほうじんからの相談そうだんを受けうますよという相談窓口そうだんまどぐちの開設かいせつというのはやって

ございます。

【池田委員いけだいいん】ありがとうございます。ぜひふきゅうけいはつそういったことがあるのであれば、それを普及啓発するふきゅうけいはつというような

ことしきくを施策いとして入おもれていただけたらと思おもいました。ご存ぞんじない方かたとかもいらっしやるかなと思おもいますので。

【事務局】 一応、個別施策3の居住支援協議会の設置の前段に、居住相談窓口等を実施するとともにという

書き方をしております。先ほど馬場課長が話をしたのが、これが住まいサポートくにたちで、9月から開始しているところでございます。

【曽根会長】 住まいサポートくにたちという名称を入れたらいいんじゃないでしょうかね。

あと、最後の用語解説は最後に少しつけますかね。

【事務局】 用語解説については、最後、事務局のほうでまとめるときに、用語解説を付すような形で今考えております。

【曽根会長】 ほかにいかがでしょうか。井上さん、どうぞ。

【井上委員】 一人暮らしの体験をします。補足があります。みんな自立生活の体験が必要です。施設に入りにくいです。補足があります。

一人暮らしの体験について、ここの反映していただいた文章だと、様々な体験とは書いてあるんですけど

も、先ほど芳賀さんがおっしゃったように、地域で地域の一人暮らしに移行するための体験とかは明記されて

いない。井上さんにとっては、やっぱり一人暮らしの体験をやってほしいという意見なので、確かにいろいろ

具体的に全部この計画に載せていくと時期がないというのはあるかもしれないんですが、権利擁護支援施策

の展開というところである程度具体的な施策を載せている部分もありますし、もう一段階ちょっと踏み込んで

書いていただきたいなと思います。

その際に、やっぱり一人暮らしの体験が意思形成に結びつくんだということを踏まえてここに書いていただ

れば、すごく大きい前進だと思います。いかがでしょうか。

【曾根会長】私からも、今の御意見も踏まえて、少し修文の御提案をさせていただいてよろしいでしょうか。

先ほどの23ページの基本施策1個別施策1のところなんですけれども、現状ではこう書いてあるんですね。

「本人の意思決定の力を育むために、様々な体験をすることが重要です。特に体験の機会が限定されがち

なしょうがいのある人について、家族のみならず、教育機関、しょうがい福祉サービス事業所等が、幼児期、

成人期を問わず、積極的に様々な体験の機会を用意するよう心がけることを促進します」と書いてあるんです

けれども、ここをもう少し膨らませて、「体験の機会が限定されがちなしょうがいのある人にとって、しょうがい

のある人も、しょうがいのない人も共に学び、成長し、働き、生活することが体験の機会を広げ、幅広い意思

形成、意思表明を促し、意思実現につながることから、家庭のみならず、教育機関、しょうがい福祉サービス

事業所等が幼児期、成人期を問わず、積極的に様々な体験の機会を用意することを促進します」というふう

に、ちょっと長いかもしれないんですけれども、考えたんです。でも、今、一人暮らしというようなお話もあった

ので、例えば「共に学び成長し働き、一人暮らしも含めた生活を体験する機会を広げ」とか、そこに一人暮らし

しという言葉も追加して生活のイメージを広げるような感じはどうかかなと思ったんです。

確かに先ほど横田さんがおっしゃったように、先ほどの井上さんの修文案は、割としょうがいの計画になじ

むというふう思ったんですけれども、この権利擁護推進計画ということなので、あまりしょうがい福祉に集中

するような表現よりも、もうちょっと意思形成とか意思表明、意思実現というところにひもづけた形で表現し

たほうが、文章的にはなじむかなというふう思ったので、一応提案させていただきました。

【池田委員】今こちらの下の文が、やっぱり全部一文でつながっていて、すごく長くて分かりにくいなと思っ

て、どうにかして分けられないかというふう考えて御提案します。

だんらくめ だんらく あ かい たいせつ おも かたち いったん くぎ
5段落目、4段落で当たりで、1回、これが大切だと思うという形で一旦区切って。

そ ね かいちよう ぐたいてき
【曾根会長】 具体的にはどういうふうにしたらいいでしょ。

いけだいいん たいけん きかい げんてい ひと ひと とも まな せいちよう
【池田委員】 体験の機会が限定されがちなしょうがいのある人と、しょうがいのない人が共に学び、成長し、

はたら せいかつ たいけん きかい ひつよう はばひろ い しけいせい い しひょうめい うなが い しじつげん
働き、生活することが体験の機会が必要で、幅広い意思形成、意思表示を促し、意思実現につながる。

そ ね かいちよう かいき
【曾根会長】 つながりますとかで1回切る。

いけだいいん じつげん たいせつ かんが かん
【池田委員】 つながりますとか、つながることが、つなげて実現していくことが大切だと考えますみたいな感

じに。「そのために」という形で次の文につなげられないかなと思っています。

そ ね かいちよう たし なが さいしよ ひと たいけん きかい げんてい かい
【曾根会長】 確かに長いですね。最初も、「しょうがいのある人は体験の機会が限定されがちです」と1回

そ こんで文章を切ってというのもいいかもしれませんね。

いけだいいん
【池田委員】 そうですね。

かわばたし たぶん いのうえ ひとりぐ ことば い おも
【川端氏】 多分、井上さんは一人暮らしという言葉はどうしても入れたいんだろうなと思うんですけども、

ひとりぐ ひと ひとりぐ ひと ぜんぶ ひとりぐ おも
一人暮らしをしたい人もいれば、一人暮らししたくない人もるので、全部が一人暮らしして思われないのが

だいじ おも ひと ひとりぐ たいけん きかい げんてい
大事ななと思っていて、しょうがいのある人は一人暮らしの体験の機会が限定されがちですというふうに、そこ

ひとりぐ たと い きかい ひろ なか ふく わ
で一人暮らしという例えを入れておくと、機会を広げるの中にそれも含まれてくるんだなということが分かって

もらえるんじゃないですかね。

そ ね かいちよう い
【曾根会長】 なるほど、そこに入れる。

かわばたし ひとりぐ たいけん かなら たぶん わたし ひとりぐ
【川端氏】 一人暮らしの体験をみんなに必ずしてもらうになってしまうと、多分、いや、私、一人暮らしはした

くないという人が多分いますよね。そのときにちょっとしんどいかなと思ったので。

【曾根会長】私わたしは、ここの次つぎのところで、共ともに学まなび成せい長ちやうし、働はたらき、一ひとり人りぐ暮らしをふく含せいかつめた生たいけん活きかいを体たい験けんする機き会かいを

広ひろげとか、だから、この生せい活かつのところに一ひとり人りぐ暮ふくらしも含めて……。

【川端氏】含めちやうと、必かなず体たい験けんしなくちやいけないと読よめてしまうので、だったら一ひとり人りぐ暮らしなどとかで

例れい示じにします。一ひとり人りぐ暮らしなどの生せい活かつ。

【曾根会長】なるほど。何なんかだんだん複ふく雑ざつになりましたけれども。

【横田委員】だんだん重じゆう箱ばこの隅すみをつつく形かたちになっちやって、すみません。24ページの基き本ほん施し策さく2の個こ別べつ施し策さく

1のところ、身み寄よりのない方かたへの云うん々ぬんというところなんですが、今いま、厚こう労ろう省しょうでやっている日にち自じのところなので

仕しかたなかんというんですが、この身み寄よりという言ことばも嫌いやなんですね。これは明あらかに家か族ぞく制せい度どがぜんていになっ

ているわけです。身み寄よりというところで。だから、やっぱり権けん利り擁よう護ごというのは必かなずしも、もちろん家か族ぞくが支さえる

場ば面めんもありますし、おしろそういうのがなくても、権けん利り擁よう護ごというのをきちっと一ひとり一ひとりのというところなので、

この身み寄よりという言ことばが前ぜん面めんに出るのは、どうしも家か族ぞく制せい度どがやっぱりぜんていになっているなという古ふるい考かんえ

方かたなと個こ人じん的てきに思うんですが、厚こう労ろう省しょうでもこの言ことばは使つかっちやっているので、変かえられないのかなとか、

個こ人じん的てきな意見けんですけれども思いました。

【曾根会長】国くに立たち市しなので変えてもいいと思おうんですけれども、具ぐ体たい的てきにはどうしたらいいですか。

【横田委員】この後あとに、単たん身しんの世せ帯たいとなるので、身み寄よりではなくて、単たん身しんの方かたでもいいし、上うえ野の千ち鶴つ子こさんみ

たいにお一ひとり人りぐ様さまでもいいですし、いわゆるそういうお一ひとり人りぐ様さまではちよっとあれかもしれないですけれども、

単たん身しんの方かたでよろしいんじゃないかなと思います。身み寄よりというと、やっぱりちよっと偏かたよるなというのがぼくの印いん象しょう

です。はい。

【曾根会長】次に「高齢者を中心として単身世帯等の急増が」と出ていますもんね。要するに、身寄りが嫌だ

ということなんですよ。身寄りではないうまい言葉を、専門家の川端さん、どうですか。単身世帯でもいいですか。

【川端氏】単身世帯というと、ものすごくたくさん、高齢者じゃないたくさん、単身世帯を含むということに

なりますか。若い人も含むということになりますか。

【横田委員】そうですね。

【川端氏】総合的な権利擁護支援というときに、どこまで羽を広げるかというのは、ちょっとイメージとしては

持ったほうがいいのかなと思うところです。自分も単身世帯なんだけれども、こういう地域で暮らす権利があ

るんだから、アパートを借りてお金を貸してくれとかというような、そういう主張も考えられるのかなと思うの

で、やっぱり少し自分たちがやろうとしていることを分かりやすく伝えるということは大事なのかなとは思って

るところです。国として身寄りという言葉を使ったのは、身元保証人がいない人という言い方を言い換えたん

ですね。身元保証は必要ない、身元保証は必要ないんだから身寄りがない方という言い方をそこで代替して

使ってきたという経緯があって、身元保証のない人という言い方よりは、頼れる身寄りがいない人という言い

方のほうが、まだ身元保証が前提じゃない、入院や入所ときは身元保証は本来必要ないという、その主張

だったので、別の言葉で言い換えられるんだったら言い換えたほうがいいと思うんですけど、あまりにも幅

が広がり過ぎてしまうと、いろんな権利主張をする人は当然出てくるので、この当事者という人はしょうがいの

ある人だけではないし、高齢者だけではないということになってくると、もう限りなく幅広く出てきちゃうんじゃない

いかということをやっと想定して、何を伝えたいかということはイメージできたほうがいいのかなと思います。

【横田委員】規定はされていないですね。

【川端氏】ただ、総合的な権利擁護支援というときに、入院とか入所ができないところだけをやるのかという

ふうに限定しておかないと、総合的な権利擁護支援の準備という言い方で、自分はこういう権利地域で暮ら

す権利があるんだから、こういうこともこういうこともできるんじゃないかという、そういう権利主張をされてしま

うと行政としてはしんどいのかなど。何をしようとしているのかということをやちゃんと伝えないといけないんじや

ないのかなと思うんです。

もう一つ、ここがモデル事業として身寄りのない方への支援を実施しているというのは、国のモデル事業の

中でその言葉として使っているんですよ。それを言い換えてしまうと、何の話か分からなくなってしまうと。

【横田委員】仕方ないかなど。ただ、権利を主張する人が増えるからというのは、ちょっとなんか趣旨が違うと

おもいます。

【川端氏】ただ、言いたいことが伝わらないものになってしまうと、分からなくなりますから、単身世帯と言われ

たときに、単身世帯って学生も含めてものすごくたくさんいるわけですね。単身世帯。

【曾根会長】要するに、身寄りがある単身世帯もあるという。

【川端氏】一人暮らしの人のことですね。

【横田委員】言葉尻はそうなんですけれども、今の話だと、権利擁護が限定されている個別の特別な人に対

してのメッセージになって……。

【川端氏】施策ですから、権利擁護の支援というのは対象を限定するものではありませんが、施策はある

程度限定して、こういう人の困り事を解決するというふうに書くのが行政計画であって、単身世帯というと本当

ものに物すごくたくさんの一人暮らしの人が出てきてしまう。なので、代わりの言葉があればそれを提案していただければいいのかなと思います。

【曽根会長】身寄りがないとはこの引いたんですけれども、子どもや兄弟姉妹など、いざというときに

頼れる親族がない、またはいても頼れない状態というふうに書かれていて、だから、いざというときに頼れる

人がいない方への総合的な権利擁護支援の検討というのはどうでしょう。いかがですか。

【池田委員】チャッピーに相談をしました。「身寄りのないを言い換えるには？」というふうに相談したところ、

やや配慮した軟らかい表現、親族の例がものすごく挙がっていて、親族とのつながりが少ない、家族関係が

希薄な、頼れる親族がない、親族による支援が受けられない、身近に家族がないというふうに、公的、

制度的な表現になると、親族のいないとかになっていくので、あまり……。

【曽根会長】多分、もともと民法から来ているんだろうなと思うんですね。やっぱりお互いに助け合いましょ

というような精神があるからということだと思えます。ただ……。

【金澤委員】チャッピーの意見もいいなと思ったんですけれども、やっぱり分かりやすいのは、いざというとき

に頼れる人がいないということだと思えます。単身の人でも、いざというときに頼れる人が親族以外にいる方

っていると思うんです。困っていない人は別にいいと思うんです。やっぱりいざというときに頼れる人がいない

自分は、財産もいっぱいあるし健康なんだけれども、でも、いざというときに頼れる人がいないという不安を持

っている人はすごくいっぱいいると思うので、すごく伝わることがないように感じました。

【曽根会長】コパイロットに1票ということで。

【川端氏】いざというときに頼れる人がいない人ですと言われるほうが、身寄りがないと言われるよりしん

どくないですか。いざというときに頼れる人もいないんだというのは、ちょっと悲しくないですか。それに手を挙げ
げるほうが、身寄りがないというのは、もう事実として確然とあるわけだから、身寄りがないとか頼れないと
かということは、遠くに住んでいて頼れないとかだけれども、今まで生きてきて、いろんな人と絆を築いてきて、
でも、いざというときに頼れる人がいないというのに手を挙げるほうが、はっきり言ってスティグマを伴う言葉で
はないかと思うのですが。

【曽根会長】 なかなかこの辺の言い回しが難しいですね。身寄りがないという中には、親族がいても頼れる
人がいない人も含まれるようになってはいるんですね。だから、意味合いとしては、親族がいても頼れる人がい
ないも入っているけれども、確かに、いざというときに頼れる人がいない人と言われて、はいと手を挙げるのは
なかなかしんどいなというのはおっしゃるとおり、一人ぐらいいはいますよと言いたくなっちゃう。

ここは、この時間の中で結論が出そうもないので、横田さん、何かいい言い方が今思いつけば言っていただ
いて、もしなければちょっと保留にして。

【横田委員】 保留で。

【曽根会長】 では、この言い方については少し検討していただいて、身寄りよりもいい言葉があればという
ことですかね。

ほかにいかがでしょうか。ちょっと戻って、さっき井上さんから御提案があった一人暮らしの関係のことなんで
すけれども、先ほどの修文案に一人暮らしなどの生活を体験するとか、そんな感じで入れ込むということにつ
いてはいかがでしょうか。

【井上委員】 市役所にやってほしいです。家族いません。家族と住むのは嫌です。補足があります。

いま ぎろん みよ はなし ぜんご そね しゅうぶんあん ついか く こ
今、議論が身寄りの話と前後してしまっただけですけども、曾根さんの修正案にさらに追加して組み込んで

いただくという提案をいただいたんですけども、曾根さんの修正案だと、実施する主体が家庭、教育機関、し

ようがい福祉サービス事業所という書き方になっていると思います。

そね かいちょう じぎょうしょう どう
【曾根会長】 事業所等ね、等。

いのうえいん ひとりぐ たいけん くにたちし そっせん しえん はじ
【井上委員】 これはまず、一人暮らしの体験というのはなかなかまず、国立市が率先して支援して始めていた

だきたいという井上さんの意見だったので、そうすると市役所にやってほしいということですけども、もうちょ

っとそのニュアンスを組み込んでいただけないかと思って、そうすると、こういう施策を市のほうで調査研究

していきますという書きぶりではいかがでしょうか。

じむきょく しさく ちょうさけんきゅう か かん ちょうさけんきゅう
【事務局】 そういった施策の調査研究であれば書けるとは感じております。ただ、調査研究でございますの

で、先進事例がないかどうかの調査とか、そういったことをもし実施するとしたら、どれぐらいの人、物、お金が

必要になるのかとかというところを調査研究するということになりますので、そういうことであれば、不可能で

はないのかなと感じます。これが、必ずやりますと書けると言われると、ちょっとこの場では回答できなくなってし

まうところではあるんですが、以上が事務局の率直な立場でございます。

そね かいちょう しゅうぶんあん ごけんどう ていあん
【曾根会長】 そうしたら、ちょっと修正案を御検討いただいて、提案していただくというのでもいいですか。

じむきょく しょうち
【事務局】 承知しました。

いのうえいん いのうえ いま ごいけん く と ぶんしょう じむきょく すこ かんが
【井上委員】 井上さん、よろしいですか。今の御意見を酌み取った文章を事務局のほうで少し考えていた

けるということ。

いのうえいん
【井上委員】 いいです。

【佐藤委員】 今、井上さんがおっしゃっている、こだわっていらっしゃる一人暮らしということは、住まいに関する

総合的な支援の充実とは別で、生活のサポートも含むということの一人暮らしということでしょうか。一人暮

らしの位置づけというのが、どういうことでおっしゃっているのか。

【曽根会長】 住まいのことだけじゃなくて、一人暮らしする上でのサポートも含めてのことなんですかという

ご質問ということですね。

【佐藤委員】 そうです。

【井上委員】 佐藤さんおっしゃっているのは、一人暮らしの体験というのは、体験の場を用意する。例えばアパ

ート、例えばその辺の一戸建てという場所だけじゃなくて、介護者とか、サポートの体験もするということですか

という意味ですか。

【佐藤委員】 そうです。それと、住まいということ、一人暮らしの捉え方がどういうふうに捉えていらっしゃるの

かなというのをお聞きしたい。普通、子どもが独立すると、一人暮らしをすとかというのがありますよね。井上

さんがすごくこだわっている一人暮らしというのは、どういう一人暮らしのことなのかなというのを、ちょっと

具体的にその体験で終わるのか、それとも実際に踏み込んで一人暮らしをすということにこだわっていらっ

しやるのか、そのところをお聞きしたいなと思いました。

【井上委員】 一人暮らしの体験で終わるのかどうかということは、体験の後に、例えば一人暮らしをすこと

を今後考えますかという、その次につながるというところまで含めての事業内容ですかという問いかけであっ

ていますでしょうか。

【佐藤委員】 事業内容とかそういった感じではなくて、一人暮らしの体験というのを経て、それからここに、

ちようきにゆういん かた ちいき す ひとりぐ ちが き
長期入院されていた方が地域に住む一人暮らしのサポートとどう違うのかなというのがお聞きしたいことな
んです。

そ ね かいちよう いのうえ ごていあん す かん い し けいせい い し
【曾根会長】 まず、井上さんが御提案されていたのは、住まいに関するところじゃなくて、意思形成、意思

ひようめい い し じつげん りかい なか ふ ごていあん
表明、意思実現のところという理解でいいんですよね。その中に1つ増やしてほしいという御提案だったん

ですよ、さっきのね。よう ひとりぐ けいけん ほんにん い し けいせい
です。要するに、一人暮らしを経験することが本人の意思形成につながる。だから、そういう

い み わたし りかい ちいきせいかつ たいけん たいけんにゆうきよ
意味と私は理解したんです。これまで地域生活の体験という、どうしてもグループホームに体験入居しよう

とか、そんな かし ちが おも いのうえ いまじっさい ひとりぐ
形のイメージだったと思うんですけども。それが、井上さんは今実際に一人暮らしをされてい

じゅうどほうもんかいご せいかつ しえん けいけん
て、重度訪問介護のヘルパーが生活の支援をされているわけですよね。だから、そういうことを経験することに

よって、グループホームじゃなくて、ひとりぐ い し けいせい
一人暮らしをしていこうということの意思形成にもつながるんじゃないかと

い み あ わたし りかい ちが
いう、そういった意味合いと私は理解したんですが、違いますか。

こだまいん さき かわばた おも けんりようご すいしんけいかく
【児玉委員】 先ほども川端さんとかもおっしゃっていたと思うんですけども、権利擁護の推進計画というの

ふくし けいかく すこ ぐたいてき わ わたし うかが おも ひとりぐ
と、福祉の計画というのは少し具体的に分けたほうがいいのかと私は伺っていて思っていて、一人暮ら

い し けいてい しゅうしょく い し けいてい いのうえ たびたび しんがく い し けいてい
しだけが意思決定ではない、就職も意思決定ですし、井上さんが度々おっしゃっている進学も意思決定。それ

いちいちぜんぶひろ あ はい かんが けんりようご
をライフステージごとに一々全部拾い上げていくと、とても入りきらないということを考えると、この権利擁護の

けいかく ふくし くにたちし ふくしけいかく おも なか ぐたいてき
計画と福祉、国立市としてやっていく福祉計画がまたこれからあると思うんですけども、その中に具体的に

い こ すこ わ けんりようご ぶぶん わたし すこ かん
入れ込んでいくことと少し分けないと、権利擁護という部分がぼけてしまうのかなと私は少し感じました。

そ ね かいちよう いのうえ さとう しつもん わたし はな
【曾根会長】 井上さんはいかがでしょうか。まず、さっきの佐藤さんの質問については、私が話したようなこと

まちが おし
で間違いないですか。そこをまず教えていただいて。

いのうえい いん きょじゅうし えん きほんてき ちいき なか ふくし じぶん おおや けいやく
【井上委員】 居住支援というのは、基本的には地域の中で福祉サービスによらない、自分で大家さんと契約

する。居住支援というと、具体的には不動産屋さんとかでおうち借りるのが難しい方に向けた支援のイメージ

なんですけれども、家に住めるように支援するということですよ。先ほど芳賀さんもおっしゃっていたような

地域移行という事業をイメージしていただければ、極端に……。居住支援は居住支援で、一人暮らしの体験と

いうものは一人暮らしの体験というものなんだと思うんです。あくまでも具体的な住む場とか、福祉サービスと

かいうことではなくて、あくまでも当事者の方は、自分の人生を選んでいくのに必要な体験という中で、やっぱ

り現状、この前のハートネットTVでもやっていましたけれども、知的しょうがいの方の6割の方が親元に住ん

でいて、残りの何割かはグループホーム、入所施設に入っていらっしゃるという現状で、もう一つの選択肢であ

る一人暮らしを体験する機会というのが十分じゃないというのは、この数字からもよく分かるんじゃないかと思

うんです。

なので、計画として、特にやっぱり今足りていない部分、意思形成の機会として足りていない部分をしっかり

と補っていくための調査研究として、一人暮らしを体験するという事業を載せていただくというのは、そんなに

偏っているとは思わないんです。福祉の計画っぽい事業内容では確かにありますけれども、あくまでも、今、

意思形成支援として足りていない部分を提案しているという意見です。

【曽根会長】 その部分については、事務局のほうで少し修文を考えますということだったから、一応それを待

ってということでもよろしいですか。佐藤さんもよろしいですか、御質問の趣旨について。

そうしたら、ちょっと時間も来てしまったんですけども。池田さん、どうぞ。

【池田委員】 27ページ、基本施策3の個別施策8ですけれども、市民後見人養成講座修了者の活躍の場の

ていきょう こべつしさく しみんこうけんしんようせいこうざしゅうりょうしゃ ほうじんこうけんしえんいん かた
提供という個別施策ですけれども、ここで市民後見人養成講座修了者であったり、法人後見支援員の方の

かつやく ば こうけん じゅうじ きかい かくほ すいしん あわ
活躍の場というか、後見に従事する機会の確保を推進していきたいというところですが、これと併せて

と く おも じゅうじ かたがた たい けいぞくてき きょういくきかい かくほ たいせい
ぜひ取り組んでいただきたいと思うのが、従事する方々に対する継続的な教育機会の確保やサポート体制

きょうか い おも じゅうじ かた しえん と く
強化というところを入れていただきたいと思います。これに従事して下さる方を支援することを取り組んで

いただきたいという趣旨です。

そ ね かいちょう きほんひつよう おも じむきょく なに いま ごいけん たい
【曽根会長】それは基本必要なことだと思うんですが、事務局からは、何か今の御意見に対してありま

すか。

じむきょく いま ごいけん たいせい じゅうじつ じむきょく だんらくめ
【事務局】今、御意見いただきましたサポート体制の充実とかというところは、事務局としては1段落目の

こんご しゃかいふくしきょうぎかい せっちよてい ほうじんこうけんしえんいん こうけんぎょうむ かか たいせい すず
今後、社会福祉協議会で設置予定の法人後見支援員など、後見業務に関わることができる体制づくりを進

めますという中にも入れて考えられるのかなと考えてございます。ただ、そこを明記したらよいのかどうかは

いったんあず かんが かんが たいせい ぐたいてき
ちょっと一旦預らせていただいて、考えさせてください。サポート体制ということであれば、具体的にどう

けんしゅう じっし ふく かんが
いった研修をどこが実施するのかとか、そういったことも含めて考えなければいけなくなってくるので、そこま

じっさい か たいせい なか すず
でを実際書いてやっていくのか、体制づくりという中でやっていけるところから進めていくのかというふう

かんが ごいけん じつげん か
考えますので、いただいた御意見をなるべく実現できるようには、どう書いていったらいいのかというのは、1

かいも かんが
回持ち帰らせてください。

そ ね かいちょう しゃきょう せっちよてい ほうじんこうけんしえんいん しゃきょう じゅうじ
【曽根会長】ただ、社協に設置予定の法人後見支援員となっているので、社協としてはそういったことを従事

ひと たい けんしゅう きかい ていきょう そうだん の どうぜん おも
する人に対して研修の機会を提供したりとか、相談に乗ったりというのは当然ながらやると思うので、あまり

むづか かんが おも いま ことば にゅうねん か べつ
難しく考えなくてもいいのかなとはちょっと思いました。今みたいな言葉を入念に書くということも、別にそん

なに大きな変更ではなく、むしろここに含意されているものを言葉にするというぐらいのことなのかなと私は

思いました。一応、引き取って検討していただくということですので、お願いしたいと思います。

あとは、皆さん、よろしいでしょうか。何か事務局からありますか。

【井上委員】 養護学校は嫌です。子どもたちを分けてほしくないです。補足があります。時間が押しているの

で、1回井上さんの意見を3つ言ってもらってもいいですか。

当事者が権利擁護の施策ができていないか、チェックする必要があります。

プリペイドカードを使いたくないです。買物のことを家族に知ってほしくないです。補足があります。

まず、1個目の養護学校については、どちらにしてもいろいろ考えて、今までいろいろ議論していたものがあ

って——ちょっと時間が大丈夫ですか。

【曾根会長】 結論を出すところまで行けないと思うんですけども、一応説明だけしていただいてもいいです

か。

【井上委員】 説明だけしていきます。井上さんとしても、前回、前々回とお話していた子どもたちが地域の

国立市の学校に入れるようにするということは、子どもたちの意思形成支援につながるという意見を言ってい

ました。これは市教委のほうにもお話を聞いたりとかしていたんですけども、フルインクルーシブ教育という

よりは、国立市では今、地域の学校、学級の包摂力を高めますという言い方で、いろんな子が一緒に学べる

環境を整えていくという方針だそうで、また社会モデルに基づく教育環境の整備というのも進めるというのを

方向性として打ち出しているということです。現実には市内の小中学校、そこには車椅子や重度の知的しょうが

いを持った方や、聴覚しょうがいとか、重複のしょうがいの方、そういうしょうがいを持ったお子さんたちも通っ

てきている。しかし、やっぱりそういうお子さんたちが就学において意思形成支援というのはほとんどできていないという現状も伺っています。しょうがいしゃの権利条約、先ほども引っ張ってきましたけれども、当事者抜きに当事者のことを決めないというのは、ここの大切にしてほしいことの中にも載っていますけれども、子どもと権利条約という中にもつながっています。

そういう中で、幼児教育から地域の中で共に学び、共に育つ場をつくるということが、しょうがいを抱える子ども自身の意思形成支援につながるんではないかと、やっぱり権利擁護の計画においても非常に、一番最初のところに地域で生きていく権利ということ載せていただけるとか、それは大事ですよと打ち出していくのであれば、この内容も何とか載せていただけないかなと思ひまして、修正案を言ってもいいですか。

こういう内容を載せていただきたいです。地域の学校、学級の包摂力の向上。幼児教育から地域の学校の中で、共に学び、育つ場をつくることしょうがいを抱える子ども自身の意思形成支援につながります。教育機関内における支援を強化するとともに、就学時の学校選択における意思形成支援を推進します。このように書いてみました。これはどうでしょうかというお話です。

次に、当事者がチェックする必要がありますというのがありました。これは金銭管理のほうとも重なるので、井上さんのプリペイドカードは嫌ですという意見からお話ししたいんですけども、プリペイドカードを使ってお買物することで、支援者の方にどんなふうにお金を使っているのかなというのが確認できる。それで見守りにつながるとのことだったんですけども、一方で、当事者からしたら、どこでどんな買物をしたかというのは、どこでどんなということは分からないですけども、伺った限りだとSuicaぐらい、Suicaは何を買ったかは

わからなくても、どこに行ったかは分かる。それが、ざっくりとしかわからなかったとしても、知ってほしいと

いうことはあまりないんだと思うんです。井上さん、毎日ここでお買物しているんだとか、井上さん、ここで

電車に乗られたんだなどということは、この人に全部知っておいてほしいということはないと思って、井上さんは、

実際例えばそれを知っている相手が家族だったりするというのはすごく嫌だと。例えば、支援者だったと

しても、それは嫌ですということをおっしゃっていたんです。

そして、井上さんのしょうがいを持っている仲間としても、D X 化の時代かもしれないんですけれども、そう

いうことであれば、金銭の管理の支援では、お金の使い方について支援が必要な人には、介護の制度、

訪問系のサービスとかをしっかりと出して、安心して自分自身でお買物ができるようにする。また、介護する側に

対してもそのための研修を行っていくというのは、そういう方向を、プリペイドカードを使いたい人もいるかもし

れないんですけれども、そういうふうに乗せてはどうかという意見がありました。

それと重なってくるのは、当事者から見て、やっぱりこのようにいろんな制度が当事者の視点が必要という

部分があります。

それで、いろいろな施策がどういうふうに進んでいるかというのを、計画ができた後にチェックしていくわけ

ですよね。そのときに当事者がしっかりと参画できるようにしてほしい。国立市の策定委員は、条例で、当事者1

名というのが委員会の構成で決まっていますけれども、今後、中核機関でいろいろな会議体をつくるというふ

うに計画に書いてあります。そこにしっかりと当事者が関わられるような仕組みをつくってほしいという意見です。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

【曾根会長】 そういった会議体に当事者の人に入っていたくというのはすごい重要なことだなと思いまし

た。そのほかのことについて、ちょっとこの時間の中で結論を出していくのは難しいなと思ったので、またちよ

っと修正案をつくった上で、でも、今後どういうふうにできそうですか。今日はもう時間がないのでそろそろ終

わりだと思っんですけれども、この先ですよ。

そこら辺を事務局のほうから、今のこの現状でこの先どういうふうな見通していただいいかということについ

て教えていただいでよろしいでしょうか。

【事務局】 その前に、先ほどの教育の関係のところは、健康福祉部単独で計画内容に掲載していけるかどう

かというのは、まず教育委員会も、あるいは幼少期ということであれば子ども家庭部も関わってくるところなの

で、それは全体に図っていかないと、修文自体の案というのも決めていけないというふうに私のほうでは考

えておりますので、もし載せるとすると、承った内容を他の部も含めて検討せざるを得ないのかなと考えて

ございます。

それから、P D CAサイクルの関係かと思うんですが、当事者の方の参加というところは、事務局としてはや

っぱり入っていくべきかなと個人的には思っておりますので、今後の計画の進捗管理の部分でどのような体制

を考えるのかというのは、また具体的に事務局のほうで考えさせていただきたいと思います。

今後の審議会の進行というお話なんですけれども、本来であれば、今日、中間答申のたたき台を固めてし

まって、来年3月の議会に中間答申の内容を報告できればと考えていたのですが、ちょっと現状のこの形で

はかなり難しいのかなというのが率直な感想でございますので、ただ計画の審議自体のプロセスを見直す

ということになりますと、予算的なものであったり、あるいは期間、皆様の任期にも関わる部分でございますの

で、そこを現状のところできるといけるのかどうかを、また確認させていただきたいと存じます。

【事務局】今の議論の中で、まだ決まらないところも結構あると思います。1つは、曾根会長と事務局で調整

させていただいた内容をフィードバックする形でやり取りをするということでもいいのかどうか。それが今、課長

のほうでお話があったように、例えば今年度については予算がもうないということで、来年度にもう1回、中間

答申案を会議の中でお話をするか、そのやり方になってくるかと思えます。皆様のお考えの中でどういう形

がいいかというのを決めていただければと思っております。

【曾根会長】一応、今日検討したところで、あとは、事務局と私と、あと皆さんにもフィードバックさせていただ

いて、要するに会議ではなく持ち回りでと言いますか、そういった形で最終的な答申案をつくるということによ

いのか。それとも、年度をまたいで、来年度もう1回会議を開いた上で最終的な成案を得るのかという、そのど

ちらにするかということですよ、今御提案というのは。ということで皆さんいかがでしょうか。

【井上委員】すみません、聞き逃した部分があるので質問で、もう1回会議を増やすとしたら、4月に押さえる

から、3月じゃなくて次の議会で提出するという都合で合っていますか。

【事務局】中間答申案がつかれない場合には、3月の議会に報告することはなかなか難しいと思えます。そ

の場合には、6月ないしは9月、恐らく6月という形にはなると思うんですが、年度が明けた4月か5月に1回

中間答申案をもう1度議論いただいて、6月の議会に報告するというような流れになると思います。

【曾根会長】質問の答えについては、よろしいですか。横田さん、いかがですか。どちらがいいでしょう。

【横田委員】市全体のこの計画の位置づけとか、重要性とか、スピード感とかというものはちょっと僕らは分

からないんですけれども、もちろん納得いく形でやったほうがいいと思うんですけれども、多分時間もすぐく

限られている中でやっぱりやっていかなきゃいけないことだと思うので、ちょっと僕の一寸ではどちらがいいか

と言えないんですが、もちろんきちっと議論する必要があるかと思うんですけども。

【曽根会長】横田さんに決めてくださいと言っているわけじゃなくて、横田さんの御意見はどちらでしょうかというふうに質問したんですけども。

【横田委員】やっぱりこういう協議体は、ある程度やっぱり時間の限りもあるので、その中で決まったことというところが恐らく本来は筋かなとは思っています。延び延びにになってしまうとずっと決まらないということもあるので、ある程度どこかで着地点をつくっていく。場合によっては、もう1回、1月に最後の会議を行い、予定どおり3月までのほうがよろしいかと思えます。間があれば、あともう1回なのか2回なのか分からないですけども、そういうところでやって、お尻だけは決めておいたほうがいいのかと思います。

【曽根会長】年度内はもう予算がなくなっちゃったので、会議は開けないということなんですよ。なので、持ち回りでということなんです。みんなで話し合うじゃなくて、ある程度の修正案を個別にお送りして、それに対して承認していただくというような手順を経た上で、中間答申にしていかがでしょうかということ。

【横田委員】それでいいと思います。

【曽根会長】分かりました。はい。池田さんはいかがですか。それでいい。

【池田委員】はい。

【芳賀委員】私も横田さんの考えていいと思います。

【山地委員】私も最後の意見と同じです。さっきの一人暮らしの修文していただくところで、芳賀さんから、精神科病院からの退院の地域移行の話が出たと思うんですけども、精神しょうがいのある方の地域移行の場合に、一人暮らしがまず前提というか、その上で一人暮らしが難しいときに、じゃ、どうしようかという

手段としてグループホームとかが出てくる。そういう認識を精神しょうがいのある方及び支援者は考えている

ので、本当にそういう認識でやっているんですということを納得していただければうれしいなと思って聞きました。

【曽根会長】ありがとうございます。答申案の最終的な。

【山地委員】持ち回りで、メールでということですよ。それでいいと思います。

【曽根会長】分かりました。金澤さんはいかがですか。

【金澤委員】私も、期限を区切って持ち回りでやるほうがいいのかと思います。

【林瑞哉委員】私もそれで。

【佐藤委員】結構です。

【林大樹委員】私も皆さんの考えに同調します。

【小山委員】私もそれでいいと思います。

【井上委員】会議をやりたいです。

【曽根会長】井上さんは年度を越えて会議を開いて決めたいということですね。

【川端氏】会長、一つ情報提供させていただくと、私もどこかでえいやと決めないと、いろんなものが進まな

いので決めていただく必要あると思うんですけれども、来年の6月になると、少なくとも成年後見制度がどうな

るかははっきりとして国会に上がっているはずなので、今の成年後見制度という名称を書き換えなきゃいけない

い可能性が、制度の名称が変わる可能性があるんで、それを名称を変えて、話し合うことができるという利点

はあるなと思って井上さんの話を聞いていました。さすがに6月の議会には必ず上げないと難しいと思うの

で、4月からの間で1回、会議を持つのはもう最後と。その後、事務局が、この成年後見制度というのはという

問合せを受けたときに、まだ制度がどうなるか分からないときに決めた計画ですと言わずに済むので、それは

よいかなど思っていました。

【曽根会長】それは、4月時点で決まっていますか。

【川端氏】少なくとも国会に上がるので、案は出ていると思います。国会が通らないかもしれないけれども。

【曽根会長】国会に出るのは何月になりそうですか。

【川端氏】必ず2月の終わりの時点で法制審を閉じると言っているので、来年度の国会には上げるという話

なんですよね。

【事務局】今結構、皆さんから中間答申案について御意見いろいろいただきましたので、ちょっと井上さんの

ほうからも結構提案がございましたので、そちらの修文をつくらせていただいた中で、今年度3か月の間

にある程度修文したものを皆様にちょっと御提案させていただく。それで4月か5月にもう1回開催して、その

中である程度決定するというような流れでいかがでしょうか。

【曽根会長】年度を持ち越して、もう1回会議をして決めていきたいと思いますという御提案ですけれども、皆さんよ

ろしいでしょうか。事務局からはそういった御提案です。あと、新しい制度も固まってくるので、修正しなくて済

むんじゃないかという川端さんからの超現実的な御意見もありましたけれども。

副会長いかがでしょう。

【秋野委員】いろいろ最後のあたりで新しい修文の提案などもあったので、そういったものが消化不良のま

ま閉じてしまうのは避けたほうがいいんじゃないかという意見を申し上げようと思っていましたので、先ほどの

じむきょく ていあん わたし おも
事務局の提案が私はよろしいんじゃないかと思いました。

そ ね かいちょう こだま むらかみ
【曽根会長】 兒玉さんと村上さんもよろしいでしょうか。

しゅうぶん さぎょう つづ ねんど かいかいぎ ひら うえ さいしゅうてき せいあん え
それでは、修文の作業は続けるということで、年度をまたいでもう1回会議を開いた上で最終的な成案を得
ほうこう ねが おも
るという方向でお願いしたいと思います。

じむきょく いま はなし しゅうぶん いったんみなさま かた
【事務局】 今のお話のとおり、修文をつくらせていただいて、一旦皆様の方にフィードバックをさせていただ

らいねんど についで ちようせい おも とし あ みなさま
きます。来年度の日程につきましては、また調整させていただきたいと思いますので、年明けぐらいに、皆様に

どう おも ねが
メール等させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

そ ね かいちょう ねが つぎ しゅうぶんあん みな てもと い
【曽根会長】 そのときにお願いしたいことがあるんですけども、この次の修文案が皆さんのお手元に行っ

あた ろんてん ぜんぶだ つ つぎ かいぎ あたら んてん
たときに、新しい論点があればここで全部出し尽くしておいていただきたいと。また、次の会議で新しい論点

えんえん お おも んてん だ つ
となってしまうと延々に終わらなくなってしまうと思うので、ここで論点については出し尽くしていただく

ねが おも みな
いうことをぜひお願いしたいと思うんですけども、皆さん、よろしいでしょうか。

つぎ かいぎ あたら んてん で しゅうぶんあん たい いけん い さいしゅうてき せいあん
次の会議では、新しい論点というよりも、出てきた修文案に対して意見を言っていたら、最終的な成案

え かい いち みな ねが
を得る会、そんなふうに位置づけて、ぜひ皆さん、よろしく願いいたします。

おおはば じかん ちょうか もう わけ あした たの
大幅に時間が超過してしまって申し訳ありませんでした。でも、明日は楽しいクリスマスイブですので、ぜひ

みな たの おも お つか
皆さんクリスマスを楽しんでいただきたいと思います。もうこれで終わりにさせていただきます。お疲れさまでし

た。